

事務局規程

JSSM-2-550 2024.12.26 制定

第1条（目的）

本規程は、日本セキュリティ・マネジメント学会の事務局について、その構成、役割等必要な事項を定める。

第2条（構成）

事務局は、定款第61条で定められた機関であり、事務局長、副事務局長、事務局委員から構成される。

2. 事務局長は、事務局の責任者として事務局の運営を総括する者とし、定款第34条の定めに基づき、専務理事が就任する。
3. 副事務局長は、事務局長を補佐する者とし、必要に応じて理事会が本人の希望、推薦等を勘案して会員の中から選任し、これに基づき会長が任命する。
4. 事務局委員は、事務局の業務を担当する者とし、理事会が本人の希望、推薦等を勘案して会員の中から選任し、これに基づき会長が任命する。
5. 事務局長、副事務局長および事務局委員の任期は2年とするが、再任を妨げない。

第3条（役割）

事務局は、本学会の運営にかかわる下記の事項を担当する。事務局委員は、下記の事項に関する業務を分掌する。

- ① 会員管理
 - ② 会計（経理、決算および予算案策定）
 - ③ 庶務（会員、取引先および関係諸団体との連絡業務）
 - ④ 調達および取引先・契約管理
 - ⑤ 労務管理
 - ⑥ IT管理
 - ⑦ 文書管理
 - ⑧ 業務委託先の監督
 - ⑨ 情報セキュリティおよび個人情報保護
 - ⑩ 各部会・委員会、各研究会および本学会が主催するイベントの支援
 - ⑪ その他会長から指示された事項
2. 事務局は、理事会の決議を経て、⑧を除く前項に掲げる業務の全部または一部を委託することができる。

第4条（運営）

事務局の運営は、事務局長の方針に基づき、事務局委員間で役割を分担し、活動することとする。

2. 事務局の運営に係る経費については、予算に基づき支出する。
3. 事務局は、必要の都度事務局会議を開催し、活動内容や課題を委員間で共有する。事務局会議は、事情に応じてメール会議とすることが出来る。
4. 事務局会議は、原則として事務局長の発議で開催する。

第5条（本規程の改廃）

事務局は本規定の改廃を発議することができ、定款第42条に基づき理事会によって改廃が行われる。

附則

この規程は2024年12月27日から施行する。